



福岡医発第 3174 号 (地)
令和 5 年 2 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

赤村子ども・ひとり親家庭等・重度障がい者医療費支給制度の
拡大について

今般、赤村において、令和 5 年 4 月 1 日から子ども・ひとり親家庭等・重度障がい者医療費支給制度が拡大される旨、同村より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、医療証については、3 制度とも現行より色の変更はありませんが、システム改修の関係から発行は 7 月以降を予定されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

令和 5 年 2 月 3 日

公益社団法人 福岡県医師会 御中

赤村長 道 廣 幸
(住民課健康増進係)



赤村子ども・ひとり親家庭等・重度障がい者医療費支給制度の拡大
について（通知）

平素より、赤村公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本村では、令和5年4月1日から子ども・ひとり親家庭等・重度障がい者医療費支給制度を拡大し、より一層の子育て支援を図ることになりました。

今回の改正内容については、下記のとおりとなっていますので、本制度の円滑な実施にご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

また、貴会から各医療機関への通知文書の配布並びにご指導を併せてお願い致します。

記

- 1 改正日 令和5年4月1日（令和5年4月1日診療分から）
※システム改修の関係から実際の医療証の使用は7月からとなります。
- 2 改正内容
別紙のとおり

【問い合わせ先】

赤村役場住民課健康増進係

TEL : 0947-62-3000

内 線 : 2 2 0

(別紙)

1. 赤村子ども医療費支給制度（傍線部分が改正部分）

	現行		改正後	
対象者	中学校卒業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで	中学校卒業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで
自己負担	なし	<u>あり</u>	なし	<u>なし</u>

2. 赤村ひとり親家庭等医療費支給制度（傍線部分が改正部分）

	現行		改正後	
対象者	中学校卒業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで	中学校卒業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで
自己負担	なし	<u>外来 800 円</u> <u>入院 500 円</u> <u>(7 日限度)</u>	なし	<u>なし</u>

3. 赤村重度障がい者医療費支給制度（傍線部分が改正部分）

	現行		改正後	
対象者	3歳到達月の翌 月から中学校卒 業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで	3歳到達月の翌 月から中学校卒 業まで (15歳到達後、 最初の3月31日 日まで)	18歳到達後、最 初の3月31日 まで
自己負担	なし	<u>外来 500 円</u> <u>入院 500 円</u> <u>※低所得者は</u> <u>300 円</u> <u>(20 日限度)</u>	なし	<u>なし</u>
精神病床への入 院医療費	対象	<u>対象外</u>	対象	<u>対象</u>

※3制度とも医療証の色は現行と変更ありません。

※医療証の発行はシステム改修の関係から7月以降を予定しています。